

## MEMORANDUM

To: 日本ローン債権市場協会

From: 森・濱田松本法律事務所  
弁護士 佐藤正謙、同 青山大樹、同 森勇貴

Date: 2020年1月28日

Re: シンジケートローン取引における領収書交付の廃止について

---

### 1. はじめに

- ① 貴協会の公表している標準契約書（以下「JSLA 標準契約書」という。）<sup>1</sup>において、貸付が実行された場合には借入人がエージェントに対し領収書を交付すべき旨の選択式の規定が設けられている<sup>2</sup>。
- ② 近時、実務における業務効率化・ペーパーレス化の取り組みが一層進展する中で、関係当事者の負担（印紙税の支出及び原本の提出・保管事務等）を軽減すべく、領収書の交付を廃止することについて検討すべきであるとの意見が、実務界において相応に見受けられる。
- ③ 以上を踏まえ、JSLA 標準契約書における領収書の交付規定を廃止した場合の影響について、以下検討する。

### 2. 検討

- (1) 借入人に対する金銭の交付を証する証票としての機能

貸付人が貸付債権を取得・行使するためには貸付の実行として金銭の交付が行われたことが前提となるところ、領収書は借入人に対する金銭の交付を証する客観的証票として機能する<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 以下、JSLA 標準契約書のうち、コミットメントライン契約書（JSLA2019年版）を「CL」と、タームローン契約書（JSLA2019年版）を「TL」という。また、貴協会の公表した「コミットメントライン契約書・タームローン契約書（JSLA2019年版）の解説」を、以下「JSLA 解説書」という。

<sup>2</sup> CL 第7条第2項、TL 第5条第2項。

<sup>3</sup> JSLA 解説書 36 頁。

もともと、金銭の交付を証する手段は、領収書に限定されるわけではない。実行時シンジケート口座方式の場合、貸付人はシンジケート口座への送金の記録を自ら保有している<sup>4</sup>。また、実行時エージェント口座方式の場合、エージェントがシンジケート口座への送金記録を保有している<sup>5</sup>。加えて、シンジケート口座が貸付人又はエージェントに開設されている場合、口座開設先銀行はシンジケート口座の入金記録によってシンジケート口座への入金を確認することができる。貸付人の権利保全・行使に当たり借入人に対する金銭の交付を証することが必要となる場合でも、これらの手段によって目的を果たすことは十分に可能であると考えられ、領収書の交付が必須であるとは言えない。

もともと、シンジケート口座の口座開設先銀行は金融機関の守秘義務を負っていると考えられ、シンジケート口座の入金記録をみだりに第三者に開示し使用させることが許容されるわけではない。シンジケートローンの貸付人の権利保全・行使のために必要である場合には、口座開設先銀行が合理的な範囲でかかる情報・記録を貸付人に開示することは明示的な規定がなくとも許容されると合理的に解する余地もあるが、念のためかかる情報開示が許容される旨を明示的に規定しておくことが考えられる。

なお、稀に、シンジケート口座が貸付人又はエージェント以外の銀行に開設される場合がないわけではない。この場合、貸付人及びエージェントは、シンジケートローン取引外のシンジケート口座開設先銀行の協力を得なければ、シンジケート口座の入金記録を入手することができないこととなる。そこで、そのような事案においては、引き続き借入人から領収書の交付を受けることが考えられる。もともと、その場合においても、領収書の原本の交付ではなくファクシミリ通信による提出を求めることでも、金銭交付の証票としての目的は十分達し得ると考えることができる<sup>6</sup>。

---

<sup>4</sup> 貸付人が預金取扱金融機関でない場合であっても、通常は振込元預金口座の預金者として送金に関する記録を保有していると考えられる。

<sup>5</sup> 「実行時シンジケート口座方式」及び「実行時エージェント口座方式」の意義については、JSLA 解説書 33 頁参照。

<sup>6</sup> 一般に、原本は写しに比して証拠としての利用価値が高いものと理解されているが、JSLA 標準契約書上、コミットメントライン貸付における借入申込書がファクシミリ通信の方法により提出されること（CL 第 5 条第 1 項）からも窺われるように、かかる利用価値の違いは実務上相対的なものに過ぎないと理解し得る。もとより、JSLA 解説書 37 頁では、「領収書の交付については、実務上の取扱いにも鑑み柔軟な運用を認めて差し支えないとの意見があったことを受け、選択式としています。領収書を交付する場合も、ファクシミリ通信の方法による交付を認める旨規定することも考えられます。」とされており、領収書の原本の交付に代えてファクシミリ通信の方法によりこれを行うことも想定している。

## (2) 他の貸付人による貸付実行を確認する手段としての機能

貸付予定金額の全額が現実に実行されなかった場合、全額を受領を証する領収書が借入人からエージェントに交付されないこととなり、貸付人もその写しを受領しないこととなる。そこで、シンジケートローン取引における貸付実行に関する領収書は、上記(1)とは別に、貸付人の一部が貸付を実行しなかった場合にその旨が全貸付人に情報共有される契機としての機能を事実上営む<sup>7</sup>。

領収書の交付を廃止することを前提にこの機能を果たす代替措置を講じようとするれば、借入人に、本貸付の全額の実行が行われなかった場合におけるエージェントに対する通知義務を負わせ、エージェントが全貸付人にその事実を連絡するよう規定することが考えられる。

借入人は、所定の資金使途に用いるため、貸付予定金額の全額が実行されるか否かについて関心を有する。そのため、借入人は、通常、シンジケート口座に貸付予定金額が入金されるかを確認し、入金されない場合にはエージェントに照会する対応をとることが通常である。このことを踏まえると、借入人に上記の通知義務を負担させるとしても、通常想定される対応の範囲内の行為が義務として規定されるにとどまり、借入人に対し不相当な負担を課することにはならないと考えられる。

## (3) 結語

以上を踏まえた JSLA 標準契約書の改訂案は、添付のとおりである。

CL 第 7 条第 2 項・TL 第 5 条第 2 項を選択式の規定としているのは、シンジケート口座の開設先銀行が貸付人又はエージェントである場合は（さしあたり上記(2)で触れた点に対応すれば十分であることから）通常前者を選択することで足り、そうでない場合には（上記(1)末尾で述べた理由により）後者の選択を検討することになる旨を示す趣旨である。なお、シンジケート口座の開設先銀行が貸付人又はエージェントであり、かつ、上記(2)の代替措置に関する規定を不要とする場合には<sup>8</sup>、CL 第 7 条第 2 項・TL 第 5 条第 2 項の全体を設けないこととすることも考

<sup>7</sup> 実務的には、不実行貸付人は、通常、その事実をエージェント及び他の貸付人に連絡することが想定される。もっとも、不実行貸付人は、個別貸付を実行しないことを決定した旨をエージェント、借入人及び他の全ての貸付人に通知することができるが（CL 第 8 条第 1 項、TL 第 6 条第 1 項）、不実行貸付人はかかる通知を行うべき義務を負うわけではないので、不実行の事実が不実行貸付人から他の貸付人に情報共有されることが契約書上担保されているわけではない（JSLA 解説書 38 頁）。

<sup>8</sup> 上記のとおり、上記(2)の代替措置に関する規定を設けなくとも、実務的には、借入人及び不実行貸付人からの情報提供により、エージェントを通じて全貸付人が不実行の事実を通知されることが想定される。

えられる。

(注)

本メモランダムは、貴協会の要請に基づき、貴協会及び市場関係者のご検討の参考に供することのみを目的として作成されたものであって、本メモランダムは、上記以外の如何なる目的にも用いられてはならないものとします。市場関係者は、個別の事案等について、必要に応じ自ら弁護士等に相談の上、独自の検討に基づき判断を行うものとし、当職らは、本メモランダムに関して貴協会以外のいかなる者に対しても何らの責任を負うものではありません。

添付 JSLA 標準契約書における規定を修正する場合の例  
(下線部は修正箇所を示す。)

1. コミットメントライン契約書 (JSLA2019 年版)

(1) 第7条第2項

[(2)借入人は、前項に基づく本貸付の全額の実行が行われなかった場合、その旨をエージェントに直ちに通知し、エージェントは、かかる通知を受領後、速やかにその旨を全貸付人に対し通知する。／前項に基づき本貸付が実行された場合、借入人は、直ちにエージェントに本貸付の金額及び個別貸付の明細を記載した領収書をファクシミリ通信の方法により提出する。また、エージェントは、かかる領収書を受信した場合には、速やかにその写しを個別貸付を実行した貸付人に交付する。]

(2) 第33条第1項第1号

① 第8条第1項の規定に基づく貸付不実行の通知があった場合、第22条第1項各号もしくは第2項各号に規定する事由が発生した場合、第27条の規定に基づき多数貸付人の意思結集が必要とされる場合またはエージェントもしくは貸付人の債権の保全もしくは行使のために必要と認められる場合には、エージェント及び貸付人が本契約または本契約以外の契約に関連して入手した借入人及び借入人との取引に関する情報を、合理的に必要とされる範囲で互いに開示すること。

2. タームローン契約書 (JSLA2019 年版)

(1) 第5条第2項

[ (2) 借入人は、前項に基づく本貸付の全額の実行が行われなかった場合、その旨をエージェントに直ちに通知し、エージェントは、かかる通知を受領後、速やかにその旨を全貸付人に対し通知する。 / 前項に基づき本貸付が実行された場合、借入人は、直ちにエージェントに本貸付の金額及び個別貸付の明細を記載した領収書をファクシミリ通信の方法により提出する。また、エージェントは、かかる領収書を受信した場合には、速やかにその写しを個別貸付を実行した貸付人に交付する。]

(2) 第28条第1項第1号

① 第6条第1項の規定に基づく貸付不実行の通知があった場合、第18条第1項各号もしくは第2項各号に規定する事由が発生した場合、第23条の規定に基づき多数貸付人の意思結集が必要とされる場合またはエージェントもしくは貸付人の債権の保全もしくは行使のために必要が認められる場合には、エージェント及び貸付人が本契約または本契約以外の契約に関連して入手した借入人及び借入人との取引に関する情報を、合理的に必要とされる範囲で互いに開示すること。

以上